

この状況の中で色々な対策や支援を行っているんですけども、なかなか町民に伝わってないというのが実情で、町民の方とお話すると、大井町は何をやっているのかなっていう声も残念なことに聞きます。今後、様々な手法、手段を使って、町民へ情報提供していくことが必要じゃないかなというふうに考えますので、今後の情報提供についても積極的にやられることに期待して、質問を終わりたいと思います。

以上です。

議 長 以上で、7番議員、清水亜樹君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩します。

(休 憩)

(再 開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。

通告5番、13番議員、清水豊司君。

1 3 番 通告5番、13番議員、清水豊司です。

新型コロナウイルスに係る町の対応について伺います。昨年12月、中国武漢市に発生した新型コロナウイルスは、人類史における恐るべき感染症となり、全世界を恐怖に陥れている。新型コロナウイルスの感染対策は、民主主義諸国にすら都市を封鎖し、市民の外出を処罰する例も多い中、日本では国と地方の政府による国民への要請を基本にしている。これは社会全体の安全の名において、過度に自由を奪う経済活動を慎む政策である。言い換えれば、日本においては国民の民度の高さに信を置く社会なのである。それでいて、外国の専門家が警戒したようなオーバーシュートは起きていないことが、この社会のすばらしさを証明している。国と地方が国民を信じ、要請した対策であるならば、国、地方は、国民の感染への不安、毎日の生活への不安、将来への不安等に対し、国民に寄り添う責務がある。このような体験は、一人の人間が一生のうちで何回も経験するものではない。国、地方、政府も同様である。これは地震や風水害と違うウイルス感染という今回の災害を、今後、国、地方、個人がどうあるべきかを考え、対策を講じておく必要があると思う。

そこで、国内に感染が始まってからの、町の感染防止の初動、自粛要請下

での対応、将来不安への対応等について以下の質問をいたします。

町の感染防止の初動について。1つ、大井町においても感染者が出ているが、感染防止に当たって、町の初動と今日までの経過は。2つ、新型コロナウイルスに係る町民の不安に対して、相談窓口の設置とその周知方法は。また、相談内容は。

2番目としまして、自粛要請下での対応について伺います。1つ、令和2年度、町が計画した事業・工事への影響は。中止になった事業・工事の予算への対応は。2つ目として、休校中の児童生徒への対応と、学習遅れへの対応は。3つ目として、地域担当職員の活動がどうであったか。また、自治会長さんからの相談状況は。4つ目、デイサービス、ショートステイ等の介護利用者には問題はなかったか。

3つ目としまして、将来への不安への対策につきまして。これから何か月間は感染拡大の防止という守りが続くと思う。その間の経営や家計への不安の解消のための国、県、町のあらゆる制度の案内をする相談窓口の設置をする考えは。2つ目として、水害時期を迎え、3密の回避対策と感染症対策の衛生用品の備蓄は。

以上、新型コロナウイルスに係る町の対応についての質問といたします。

町長 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言が発令されて以降、5月の大型連休を前後に全国民による徹底的な外出自粛要請や休業要請等により、新規の感染者数の減少傾向や医療提供体制等を踏まえ、5月末まで発令されていた緊急事態宣言が5月25日をもって解除されました。今後は長丁場に備え、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図るなど、政府専門家会議において提言された、いわゆる「新しい生活様式」に移行する新たな段階となったものと考えております。

まず、大きな項目の1つ目「町の感染防止の初動について」、1点目の「本町においても感染者が出ているが、感染防止に対して町の初動と今日までの対応は」との御質問ですが、町では新型コロナウイルス感染症の対応につきましては、新型インフルエンザ等特別措置法並びに町の行動計画等に基づき、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること、及び町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的

に、主に実施体制、情報提供・共有、予防・蔓延防止、及び住民生活及び町民経済の安定確保についての取組を行うこととなっております。

日本国内で初めて感染者が確認されたのは、1月15日の神奈川県内での患者報告でした。県では1月24日に最初の危機管理対策会議を開催し、その後、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を受け、3月14日に対策本部を設置しております。

本町では、1月31日に県内各保健福祉事務所において、管内関係機関による「第1回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議」が開催され、「新型コロナウイルス感染症の状況等について」の情報共有があり、2月3日の政策推進会議において、庁内全体の情報共有を図りました。また、県からの感染症に対する情報等について、あんしんメール等において情報発信するとともに、2月13日に開催された管内関係機関による「第2回新型コロナウイルス感染症緊急対策会議」において、「予防・蔓延防止」の観点から、町民への注意喚起等の徹底について対応を求められたことから、17日に庁舎内における「第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議」を開催し、情報共有を図るとともに、今後の対応等について協議を行ったところです。

その後は、国及び県等の方針や提言を受け、その都度、情報共有並びに町の対応等について、協議等合計で13回開催してまいりました。さらには4月7日緊急事態宣言が発令されたことにより、「大井町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、感染症拡大防止の徹底を図るため、町の基本方針を定めるとともに、本部事務局を強化するなど町民に対する注意喚起等の徹底及び町の基本方針に基づき、庁内全体で共通認識のもと、事業の中止の決定や町施設等の利用施設の閉鎖等の協議・対策等を行ってまいりましたが、現時点で患者が病院等で発生してしまったということでは、こうした感染ルートを踏まえると町の対策には限界があり、感染防止の徹底を図ることは難しい面がありますが、町内施設等の感染源として発生をさせないため、引き続き、県及び関係機関と連携し、感染防止対策に努めていきたいと考えております。

2点目の「新型コロナウイルスに係る町民の不安に対しての総合相談の窓口の設置とその周知方法は、また相談内容は」についてですが、感染症に関する相談ということでは、当初においては、子育て健康課で電話相談等の対応を行っていましたが、神奈川県による「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」や県保健福祉事務所における帰国者・接触者相談センターの窓口が整備されてからは神奈川県が感染症の相談窓口となっております。また、その後に至っては、そのほかの生活相談など各種相談窓口が国・県等において整備されてまいりました。

町におきましては、町対策本部を設置した4月7日の翌日以降に庁舎内会議室に本部事務室を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する事務局及び総合相談窓口として機能を強化したところで、町ホームページやあんしんメールに加え、回覧にて本部設置と専用ダイヤルを周知いたしました。

これまでの相談内容についてですが、休業補償や給付金などの経済的な問合せが最も多く、次いで休業要請中の営業に対するクレーム、緊急事態宣言中における活動や行動についてなど、これまで40件ほどございました。

新型コロナウイルスに関連した情報については、不確かな情報や不安となる情報がメディア等により過剰に発せられており、町民の方にとっては不安や恐怖心につながっている状況があります。町としては、国や県等の情報について精査しながら、町民の方が新型コロナウイルス感染症に関して、混乱しないよう正しい情報に基づいた冷静な行動が取れるよう情報発信してまいりたいと考えています。

大きな項目2の1つ目、「令和2年度町が計画した事業・工事への影響は、中止になった事業・工事の予算への対応は」について、回答させていただきます。

年度当初に予定しておりました各種事業につきましては、感染拡大防止により大井よさこいひょうたん祭など中止とした事業がございますので、中止に伴い予算執行をしない事業費につきましては、随時補正予算にて上程させていただきます。

また、現時点における公共工事につきましては、中止または延期を予定している事業はございませんが、学校教育施設の工事などは、今後の学校再開

に伴い、工事期間の確保や新型コロナウイルス感染症の第2波などの状況を鑑み、対応を検討してまいります。

ただ、今後の国内外の感染状況によっては、緊急事態宣言など再宣言される可能性もあります。状況を見定め、判断していく予定でございます。

2点目の「自粛要請下での対応について」の御質問、「休校中の児童生徒への対応と学習の遅れへの対応」についてですが、本町の学校においては、3月3日より臨時休校措置を取ってきました。約3か月間も学校生活がない期間が続いたことで、子供たちの不安や心配もとても大きいと受け止めています。そのため、各学校ではこの間、週1回の電話連絡を実施することで、保護者・子供の状況確認や場合によっては相談なども実施してきました。

また、休校期間中の学習課題を配付するために、ポストインによる家庭訪問も実施してきています。その中では、玄関先においてソーシャルディスタンスを保ちながら、子供たちの健康状態や学習への取組について確認を取ってきた家庭もあるとのことでした。

続いて、「学習の遅れへの対応について」ですが、文部科学省からの通知では、「各教科等の指導において感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については行わないこと」とあります。これを踏まえて、学校行事等の精選や学習内容の順序を組み替えるなど、各学校では今年度の教育課程の見直しを行っています。また、夏休みを短縮することで、児童・生徒と教職員の負担が過重とならないよう配慮しながら授業時数の確保にも取り組み、今年度内に当該学年の教育課程は履修してまいります。文部科学省からの通知にもあるように、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持っていることから、学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくよう努めてまいります。

次に、3点目の「自治会担当職員の活動はどうであったか、また自治会長からの相談状況は」との御質問でございますが、自治会担当職員制度につきましては、自治会と町との連絡調整及び行政情報の提供などを目的として、昨年7月から運用を開始し、自治会からの要請に応じて活動するとともに、担当職員が定期的に地域内の巡視を行っているところでございます。

まず、自粛要請下での自治会担当職員の活動につきましては、新型コロナ

ウイルス感染拡大防止の対策として、国が示した3密、いわゆる密閉・密集・密接の回避や不要不急な外出を避けるといった方針に対し、県が8月末まで、これらに係る事業の中止を決定したことにより、本町においても同様の対応といたしました。このような状況を受け、自治会においても総会をはじめとする様々な事業が中止や延期となるなど、自治会活動も停滞を余儀なくされており、自治会担当職員の派遣要請も、今年度につきましては1件もない状況にあります。こうしたことから、現在、自治会担当職員の活動としては、「自治会からの要望等に係る対応」が主なものとなっております。

また、自治会からは、新型コロナウイルス感染症に関連する相談や問合せが寄せられておりますが、自治会担当職員を介してではなく、協働推進課及び新型コロナウイルス感染症対策本部にて一元的な対応を行っているところでございます。

次に、「自治会長からの相談状況」でございますが、相談の多くは、自治会における事業開催の判断についてであり、「総会を中止した場合の議案の承認方法」や「美化作業などの事業実施の判断基準」などの相談を頂いております。町といたしましても、3密に係る具体的な数値などの判断基準を示すことは難しく、相談があった自治会に対しましては、ほかの自治会の活動状況の情報提供や人が密になる状況は避けていただくよう御協力の要請をしておりますが、自治会の事業実施の判断につきましては、各自治会にお任せしているところでございます。

次に、4点目の「デイサービス・ショートステイ等介護利用者には問題がなかったか」との御質問でございますが、例示いただいております通所系サービス、短期入所系サービスにつきましては、いずれも移動が伴い、施設において集団で行われることが特徴であり、多様なサービスの中でも感染リスクの高いものと考えられます。新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づく休業要請が可能であるサービスではありますが、これらをはじめ、各種介護サービスにつきましては、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、十分な感染症予防対策を前提として、継続的に提供されることが求められております。町といたしましても、介護サービスは要介護・要支援の高齢者やその家族にとって、住み慣れた地域における生活を支

えるために必要不可欠なものであり、新型コロナウイルス感染症の発生によるサービス提供体制に対する影響については、これをできる限り小さくしていくことが重要であると考えております。このことから、各事業所には、感染拡大防止の対策として、職員や利用者体温計測、マスクの着用、手指消毒の徹底をお願いし、継続的にサービスを提供していただいております。特に、居宅で生活している利用者に対しましては、利用者の希望に応じて通所系サービス事業所におけるサービス提供と当該通所系サービス事業所の職員による利用者の居宅への訪問によるサービス提供の両方を行うこと、あるいは、これらのサービスを適宜組み合わせる実施することが可能とされており、それぞれの状況にあった対応をしております。また、介護支援専門員が実施するサービス担当者会議につきましても、感染拡大防止の観点から、利用者の自宅以外での開催や電話やメールを活用するなど柔軟な対応を行っているところでございます。

感染リスクを回避することから、全国的には大量の利用者離れや自主的な事業の休止などによって、いわゆる介護難民の発生を不安視する動きも見受けられます。しかしながら、関係者の御尽力によりまして、幸いにも本町の要介護・要支援認定者が利用する事業所にあっては、そのような事例はございません。今後とも、サービスの継続的な供給により利用者の方々やその家族の生活を維持していただけるよう、衛生物品の配布や介護報酬、人員、施設・設備、運営基準等の柔軟な取扱い等により、感染防止対策として可能な限りの支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、大きな3つ目の項目、将来不安への対策について。

1点目の、「これから先の経営、家計への不安解消のため、国、県、町のあらゆる制度を案内する相談窓口を設置する考えは」との御質問ですが、町では緊急事態宣言の発令に基づき、町対策本部を設置したところですが、今回の新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口という意味においては、これまで対策本部にて情報を集約し情報発信するなど対応してまいりました。町対策本部体制については、緊急事態宣言解除を受け対策本部を廃止いたしますが、当面の間、こうした町の相談窓口については継続して対応させていただきたいと考えております。その後は、感染状況や国等の状況を判断しな

がら縮小等させていただきたいと考えておりますので、新型コロナウイルスに関する経営等の不安解消に対する相談窓口の設置は考えておりません。

しかしながら、議員御指摘の今後の経営等の不安解消に関しましては、新たな国等の追加の対策が講じられていくことも予想されます。御指摘の町民の不安解消のため、国及び県等の窓口については、速やかに案内等ができるよう引き続き情報発信を行うとともに、町制度の相談窓口に関しましてはそれぞれの担当課となりますが、町民の不安解消となるよう努めてまいります。

2点目の、「水害時期を迎える中での避難場所の「3密」の回避対策と感染症対策の衛生用品の備蓄は」に関してですが、こちらは先の清水亜樹議員の質問への回答と重複する部分が多くなりますが、改めてお答えいたします。

町としては、国が国民に示しております5つのポイントにありますように、避難の必要性を正しく判断していただくことや、「マイ避難先」などと称されている、親戚・知人など、避難所以外の避難先の検討について啓発を実施し、避難が必要なのに避難しない人を出さないよう、避難情報の発信や避難の呼びかけを行いたいと考えております。

避難所においては、避難者間の距離の確保が必要となっていることから、災害規模や避難者数によっては施設管理者と調整の上、利用スペースの追加開放を行う予定です。

さらに、指定避難所で対応仕切れない避難者数となった場合には、昭和女子大東明学林や町公共施設、そして、各自治会の自治会館等の利用要請などを段階的に行い、いわゆる密にならない一定のスペース確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、町では避難所運営用の室内用テントを2種類、合わせて587台を保有していることから、特定の配慮が必要な方に別室へ避難していただく場合などは、こうした資材を活用した上で一定の閉鎖環境を保つとともに、定期的な換気、うがい手洗い励行などの対策も十分に行ってまいりたいと考えております。

また、マスク等衛生用品に関しましては、新型インフルエンザ対策として備蓄を行っていたマスクや手指の消毒液等のほか、防災部局においては、避難所従事者及び従事協力者に使用していただく簡易マスクを、これとは別に

保有しております。

マスクや消毒液に関しては、県より購入可能な協定先の紹介等もございますが、現在は、個人や各家庭での需要を満たす程度に供給状況が回復することを優先し、状況を見ながら今後に向けた備蓄の補充等を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長 清水議員よろしいですか。
1 3 番 はい、いいです。
議 長 以上で、13番議員、清水豊司君の一般質問を終わります。
ここで昼食休憩といたします。再開は13時ちょうどです。

(11時44分 休憩)

(13時00分 再開)

議 長 休憩を解いて再開いたします。
通告6番、8番議員、伊藤奈穂子君。
8 番 通告6番、8番議員、伊藤奈穂子です。通告に従い、
1、新型コロナウイルス感染症対策について。
2、安全で安心な教育環境の整備について。
3、防災行政無線について。

の3項目を質問いたします。

まず、1項目めとしまして、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

5月25日で全都道府県の緊急事態宣言が解除され、少しずつ日常生活が戻りつつありますが、今後も感染拡大を予防するための対策や経済的支援は必要不可欠であると考えます。そこで3点質問をいたします。

(1) いまだに消毒液の不足は解消されておらず不安が続いています。医療施設や介護施設はもちろんですが、在宅で看護や介護をされている患者御本人には必要な物資であります。特に呼吸器等、器具の消毒は欠かさせません。在宅で看護や介護の方々への支援策をお伺いいたします。

(2) 就学援助を受けている準要保護世帯に、臨時休校中の給食費相当分を支給する考えをお伺いいたします。